

○景観保全型規制地区の許可基準案概要 ※現行基準を強化する部分のみ記載

【別添資料1】

番号	基準項目			現行基準	規制地区案	
				第1種許可地域	①船津小海線地区	
					現行：第1種許可地域	
					考え方：統一した景観形成のため、指定済み区間と同様の規制が妥当	
1	共通基準			色彩	— ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。	
				照明	—	
				表示の内容が変化するもの(LED広告等)	不可	不可
2	建築物を利用する広告物	建築物を利用する広告物等に係る共通基準		広告物と建築物の壁面に対する割合	1/4以下	現行基準と同様(1/4以下)
				同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	3/10以下	現行基準と同様(3/10以下)
		自家用広告物	外壁から突出する広告物等	表示面積	1枚1方向につき5m <sup>2</sup> 以下	現行基準と同様(1基1方向につき5m <sup>2</sup> 以下)
			屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	8m以下	不可
自家用広告物以外の広告物等			地域ごとの基準により一部可	不可		
3	建植する広告物	自家用広告物		高さ	12m以下	5m以下
				表示面積	40m <sup>2</sup> 以下	・1基1方向につき4m <sup>2</sup> 以下 ・敷地内の合計20m <sup>2</sup> 以下
		自家用広告物以外の広告物等	道標及び案内図	高さ	5m	現行基準と同様(5m)
				表示面積	2m <sup>2</sup>	現行基準と同様(2m <sup>2</sup> )
				複数箇所に設置する場合	10m <sup>2</sup> 以下	現行基準と同様(10m <sup>2</sup> 以下)
				1つに共同表示	16m <sup>2</sup> 以下	現行基準と同様(16m <sup>2</sup> 以下)
			色彩	・最大面積色の明度が2以上 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	新基準の共通基準の色彩に、無彩色である黒(2>明度)は不可を追加	
道標及び案内図を除く			地域ごとの基準により可	不可		
4	工作物を利用する広告物	塀又は垣を利用する広告物	道標及び案内図	1個当たりの面積	2m <sup>2</sup> /個	現行基準と同様(2m <sup>2</sup> /個)
			道標及び案内図を除く		1個当たりの面積	2m <sup>2</sup> /個
		その他の工作物を利用する広告物等		高さ	2.3m以下	5m以下
				表示面積	30m <sup>2</sup> 以下/工作物	4m <sup>2</sup> 以下/工作物
5	広告幕			高さ	上限無し	5m以下
				表示面積	30m <sup>2</sup> 以下/枚	4m <sup>2</sup> 以下/枚
6	アドバルーン			高さ、表示面積	h50m以下、面積30m <sup>2</sup> 以下	不可
7	のぼり旗			本数	上限無し	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)

○景観保全型広告規制地区の適用除外基準案概要

※現行の基準を強化する部分のみ記載

【別添資料2】

番号	基準項目	現行基準		規制地区案		
		第1種許可	①船津小海線地区			
			現行：第1種許可地域			
			考え方：統一した景観形成のため、指定済み区間と同様の規制が妥当			
1	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	色彩	・最大面積色の明度が2以上 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	現行基準に、 「使用できる色彩(地色含む)の数は3色以下」 「周辺の風致や景観と調和したものとする。」を追加		
2	公益上必要な物件に寄贈者等を表示する広告物	色彩	—	・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)		

3	共通基準	色彩	—	・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。	
		照明	—	—	
		表示の内容が変化するもの(LED広告等)	不可	不可	
4	建築物を利用する広告物等	屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	8m以下	不可
		外壁から突出する広告物等	表示面積	敷地内合計 10m <sup>2</sup> 以下	1枚1方向につき5m <sup>2</sup> 以下
5	自家用広告物	建植する広告物等	高さ	12m以下	5m以下
			1基当たり面積	敷地内合計 10m <sup>2</sup> 以下	1基1方向につき4m <sup>2</sup> 以下
6	自家用広告物	その他の工作物を利用する広告物等	高さ	23m以下	5m以下
			面積	敷地内合計 10m <sup>2</sup> 以下	4m <sup>2</sup> 以下/工作物
7	簡易な広告物等	広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)	高さ	—	5m以下
			1枚当たり面積	敷地内合計 10m <sup>2</sup> 以下	4m <sup>2</sup> 以下/枚
		アドバルーン		敷地内合計 10m <sup>2</sup> 以下	不可
		のぼり旗	本数	敷地内合計 10m <sup>2</sup> 以下	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)
8	車両、船舶等に表示し、設置するもの	色彩	—	・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	

※その他参考

次のものは、法第29条、条例第3条(適用上の注意)「国民の政治活動の自由その他国民の基本的囚権を不当に侵害しないよう留意」の理念により色彩規定等は適用せず、現行のままとする。

・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期限で表示又は設置するもの